



広報

第811号

平成22年(2010年)2月1日

毎月1日・15日発行

編集・発行
猪名川町総務課

人口 32,655人
世帯数 11,671世帯
(1月1日現在)

いながわ

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 電話番号 072 (766) 0001 (代表) ファックス番号 072 (766) 3732

確定申告会場

対象	会場名	開設日時 (土・日・祝日を除く)
給与所得と 年金所得	アステ川西 アステホール	2月2日(火)～同24日(水)、 午前9時30分～正午 午後1時～同4時 ※同16日(火)は開設しません
譲渡所得を含む すべての相談	伊丹市立産業 情報センター	3月15日まで 午前9時～午後5時 ※2月21日(日)・同28日(日) は開設します

○混雑の状況によっては、上記時間にかかわらず受付を締め切る場合があります。○アステ川西アステホールでは、土地や建物などを売却した所得および贈与税に関する相談は行いません。これらに関する相談は、伊丹市立産業情報センターへお越しください。○3月15日までは、伊丹税務署では申告の相談を行いません。○会場へは、公共交通機関を利用してください。

町・県民税 の申告



町・県民税は国税である所得税とは別に前年1年間の所得にかかると地方税です。所得税の確定申告をした人は町・県民税の申告は必要ありません。

ただし、確定申告をしていない人や確定申告の必要がない人でも次の場合、町・県民税の申告が必要です。
 ◎平成22年1月1日現在、町内に住んでいて
 ▼同21年中に給与所得以外の所得があった人
 ▼同21年中に給与所得がある人で、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されていない人
 ▼同21年中に退職した人
 ◎平成22年1月1日現在、町外に住んでいて
 ▼町内に事業所や家屋敷のある人
 昨年に町・県民税の申告をした人など申告が必要と思われる人には、申告書を送付しています。申告書を受け取らなかった人は、申告書を提出

なくても、申告書を提出してください。
 ①町・県民税の課税(所得)証明書が必要な人(融資、奨学金、健康保険の扶養確認、公営住宅の入居などに必要)
 ②国民健康保険に加入されている人
 ③国民年金の減免申請などをされている人
 ④後期高齢者医療制度の該当者
 町・県民税の申告は、3月15日(土・日・祝日除く)までの次の会場で受け付けます(上表の確定申告会場では受け付けできません)。
 ▼会場 税務課、日生・六瀬住民センター
 ▼時間 午前8時45分～午後5時30分
 ※日生・六瀬住民センターは受け付けのみです

町・県民税の主な改正点等(平成22年度から適用分)

町・県民税の新たな住宅ローン控除の創設

前年分(平成21年分以降)の所得税の住宅ローン控除を受けた人で、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きく、控除しきれなかった額がある場合には、平成22年度分以降の町・県民税から控除する措置が講じられます。町への申告は、原則不要となります。

町・県民税の公的年金からの引き落とし(特別徴収)の実施

平成20年度税制改正によって、多くの市区町村では、平成21年10月以降に支給される公的年金から、住民税の引き落としが実施されていますが、本町では制度の導入を1年延期

したため、平成22年10月以降に支給される公的年金から、町・県民税の引き落としを実施します。なお、この制度は町・県民税の納付方法を変更するものであり、税負担が増えるものではありません。

上場株式などの配当所得における申告分離課税選択と損益通算の特例の創設

平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式などに係る配当所得について、総合課税と申告分離課税が選択できるようになりました。申告分離課税を選択した場合は、配当控除は適用されませんが、上場株式などに係る譲渡損失との間で損益通算を行うことが可能となります。

税の申告はお早めに

平成21年分の確定申告会場がアステ川西と伊丹市立産業情報センターに設けられます。また、町・県民税の申告は、3月15日(月)まで税務課で受け付けます。期限間際は混雑が予想されます。申告は早めに済ませましょう。

所得税 の確定申告

申告書は自分で書いてお早めに!

申告書を作成するときは

申告書を作成するとき、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると税額などが自動計算された申告書などが作成できますので、印刷して提出することができます。また、電子申告(e-Tax)を利用して提出することもできます。また、自分で計算をする場合に使うと便利な「所得税の確定申告の手引」や申告書用紙

確定申告が必要な人

確定申告が必要な人は、次のような人です。
 ▼給与所得がある人で、給与の年間収入金額が2千万円を超える人
 ▼給与を1カ所から受けている、各種の所得金額(給与所得・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人
 ▼給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得・退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人
 ▼事業所得や不動産所得、公的年金などの雑所得の合計額から所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある人など

確定申告をすれば所得税が還付される人

給与所得者などで、所得税の申告義務のない人でも、次のような場合は、申告すれば所得税が還付されることがあります。
 ▼災害・盗難・横領により住宅や家財などの資材に受けた損害などについて雑損控除の適用を受ける人
 ▼病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除の適用を受ける人
 ▼家を住宅借入金などで新築・購入などし、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人

還付申告センター

会場名	開設日時 (土・日・祝日を除く)
J R 北新地駅前会場 J R「北新地」駅東改札口すぐ 大阪駅前第2第3ビル間地下歩道	2月1日(月)～同26日(金) 午前9時30分～午後4時
阪急逆瀬川駅前会場 阪急「逆瀬川」駅前アピアホール	2月1日(月)～同15日(月) 午前9時30分～午後4時

問い合わせは

- ◎ 所得税・贈与税・消費税
伊丹税務署 (☎779-6121、伊丹市千僧1-47-3)
- ◎ 町・県民税
税務課 (☎766-8702)